

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百三十四回 真正護憲論のあゆみ（その二十四）

南出喜久治（令和5年12月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

靖国神社に閣僚が、いはゆる公式参拝することについて述べてみます。

占領憲法第20条と靖国神社、護国神社の関係は、今までの誤魔化しにも似た小手先の解釈論では通用しなくなつてきました。平成9年4月2日の愛媛玉串料訴訟最高裁判決は、國體的見地からは絶対に承服できないことではあります、占領憲法を憲法として有効とする立場からすれば、残念ながら承認せざるを得ません。

この訴訟は、津地鎮祭訴訟の昭和51年7月13日最高裁大法廷判決の、いはゆる目的効果基準を踏襲しつつも、愛媛県知事が、戦没者の遺族の援護行政のために靖国神社などに對し玉串料を支出した行為を違憲であると判断しました。

津地鎮祭訴訟で示された最高裁の目的効果論といふのは、「わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、國家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、國家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。」とする基準である。津地鎮祭訴訟では合憲とされ、愛媛玉串料訴訟では違憲とされたのです。

神道弾圧・靖國否定の神道指令を前提として占領憲法第20条と第89条が生まれたといふ沿革があるにもかかはらず、最高裁は、よく今まで憲法解釈をねじ曲げてまで國體護持のために頑張つてくれたが、遂に力尽きるときが来てしまつたと、その努力を労つてやるべきでせう。この判決を批判する人々は、憲法第9条で黒い鳥を白いとしたのと同様の詭弁をもつて憲法第20条についての特異な解釈論を展開し、さらに、占領憲法を無効であると主張する勇気もないのに、單に、占領憲法だとか、押しつけ憲法だとかいふ批判を徒に展開します。しかし、占領憲法を憲法として有効とする限り、そんな批判は誠にもつて見

苦しい限りです。

仲が悪く、さりとて離婚する気持ちもない夫婦が、いつも喧嘩の際に昔話の愚痴を言つて罵り合ふにも似た醜い姿です。無効を主張することもせず、負け犬の遠吠へのやうに、この憲法の成立過程にケチをつけ悔し紛れに揶揄することは、法の支配や法治主義の理念からして許されるものではありません。

成立過程に問題があつても、結果的に有効と判断するのであれば、占領憲法を軽んじて厳格な解釈をしないのは、却つて国民の遵法心を低下させ道義を退廃させます。厳格な解釈を行へば、一般庶民の感覚からして、占領憲法を前提とする限り、自衛隊を「軍隊」でないと言ひ切ることは到底できません。また、「宗教法人靖國神社」として存在してゐるのに、「神道は宗教にあらず」と言ひ切ることもできません。やはり、占領憲法無効論でなければ根本的な解決ができない段階になつてきました。

ところで、靖國神社などへの閣僚の公式参拝を認めるべきか否かといふ議論があります。これは、戦前の国家神道との関係で問題が提起されてゐます。しかし、「参拝」には、本来的な信仰に基づく参拝（以下「信仰参拝」といふ。）と、信仰に基づかない儀礼的行為などの動機に基づく参拝（以下「儀礼参拝」といふ。）の二種類がありますが、どうもこれらを混同して議論されてゐるやうです。

信仰参拝は、公式も非公式もなく、あくまでも私的な行為です。信仰参拝に公式参拝などありうるはずもありません。公式参拝が問題とされてゐるのは、主に儀礼参拝です。英靈は、信仰参拝の対象となることは勿論ですが、国家に殉じた英靈に対し、国家が行ふべき儀礼として参拝する義務があることは当然のことです。その意味では、公式参拝は認められますが、それを公式な信仰参拝まで求めることは許されません。それでは国家神道です。儀礼参拝は、その回数や程度、費用支出などを儀礼の限度で確定し、これを国家機関の主要な公務員に義務付けるづけることは、信教の自由の侵害とはなりません。また、公式参拝に関してそれ以上に重要なことは、天皇陛下の御親拝を復活させることです。これこそが真に「公式（皇式）」なものです。

ところが、これらも占領憲法を憲法として認める限り困難です。やはり、占領憲法を無効としなければ根本解決には至りません。さうすれば、靖國の変質と弱体を狙ふ靖國神社国営論といふ新たな国家神道論から解放されることになるでせう。

靖國神社によれば、大東亜戦争終結時に責任を負つて自決された方々や東京裁判その他の軍事裁判で処刑された千余名の方々を「昭和殉難者」として合祀されてゐます。

このやうに、靖國の祭神たる英靈は、必ずしも軍人、軍属に限られてゐません。また、明治元年 6 月に江戸城大広間で行はれた招魂祭における賊軍排除の限定は、決して靖國の歴史と方向を決定付けるものではなかつたはずです。

鳥羽・伏見の戦ひに始まる戊辰戦争では会津は賊軍とされましたが、禁門の変では長州は逆賊であり、薩摩と会津は皇御軍でありました。この区分によれば、靖國神社や山口県護國神社などでは逆賊も御祭神としてお祭りされてゐますが、他藩の逆賊は決してお祭されてはおりません。このやうに狭矮な大義名分論による官賊差別を靖國が堅持し続けるやうでは、日本人の魂を揺さぶるだけの力と根拠がありません。武士道と忠義のために一命を捧げた「憂国の忠魂」に官賊の区別はなく、官賊差別は有害無益です。日清・日露以後の戦争においても、敵将や敵兵の亡骸に花を手向ける武士道精神が、どうして国内の日本人殉難者にも發揮されないのでせうか。会津の白虎隊など戊辰戦争の全殉難者や、明治黎明期における神風連の乱、秋月の乱、萩の乱、西南戦争などの全殉難者を靖國に合祀して、「薩長史觀」から脱皮することによつて日本精神の神髄に回帰できるのです。

まだあります。この「官賊差別」と同様に、否、それ以上に「官民差別」には問題があります。国難に軍民、官民の区別はありません。ましてや大東亜戦争は、官民の総力戦であつて、「銃後の守り」こそが戦争の主力部隊であつたと言へます。その銃後の守りが都市空襲や原爆で多大の被害を蒙つたのであり、全てが殉難者であることに変はりはありません。

東京裁判史觀やコミニテルン史觀からの脱却を唱へる者は、その前に、明治維新における「薩長史觀」からの脱却をはからねばなりません。

薩摩、長州、会津などが歴史的和睦を行ひ、旧幕府、奥羽越列藩、西南戦争などの殉國者の全てを合祀して、福島県護國神社や鹿児島県護國神社、山口県護國神社を始め全国の護國神社と靖國神社に普遍性が甦るとき、それが真正日本の再生への第一歩となるはずです。